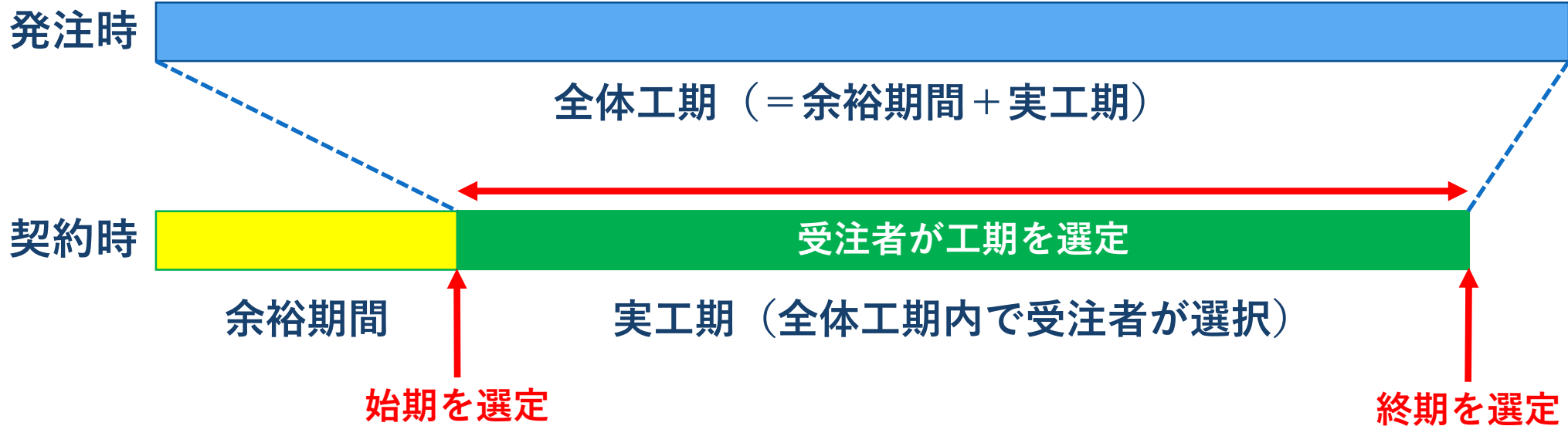


●参考資料 余裕期間制度について



< 余裕期間 >

- ✓ 契約ごとに6か月を超えない範囲内で設定できる (※6か月を超える余裕期間が必要な場合、その理由を整理の上、必要な余裕期間を設定できる)
- ✓ 技術者の配置は必要ない
- ✓ 現場着手できない期間 (資機材の準備は可、現場搬入は不可)

< 実工期 >

- ✓ 全体工期の範囲内で受注者が工事の始期及び終期を設定できる
- ✓ 技術者の配置が必要 (準備・後片付け期間を含む)